

## 診 断 書 附 票

後見開始または保佐開始の審理にあたっては、本人の財産管理能力などに関する精神鑑定を行うことがあります。

そこで、診断書を作成された先生に鑑定も依頼できるかどうかお伺いしたいので、お手数ですが、下記事項にもご回答ください。

なお、新しい成年後見制度においては、精神科医に限ることなく広く主治医の方に鑑定をお願いし、医師のご協力をいただいております。

- 1 今後、家庭裁判所から精神鑑定の依頼があった場合、  
鑑定を担当できる。(2以下にもご回答ください)  
鑑定は担当できないが、下記の医師を紹介できる。  
氏 名：  
所属病院：  
連 絡 先：住所  
                  電話番号  
その他

(以下の項目については、鑑定を担当していただける場合にご回答ください。)

- 2 実際の鑑定に関して
  - (1) 鑑定費用について  
3万円 5万円 7万円 その他( \_\_\_\_\_万円)  
\*主治医の場合は、できれば5万円以下でお願いしたいと思います。  
\*なお、鑑定に要する期間は原則として2週間でお願いしています。
  - (2) 鑑定書の書式データについて  
鑑定書の書式(鑑定書作成上の留意事項・記載ガイドライン・記載例、書式は2種類ありますが、原則として「要点式」とある簡易なほうで結構です。)については、「成年後見制度における鑑定書作成の手引」が裁判所ウェブサイト(<http://www.courts.go.jp/>)の「裁判手続の案内」「家事事件」に掲載されていますので、ダウンロードしてご使用ください。
- 3 裁判所から鑑定に関する連絡を差し上げる際、窓口となる方をお書きください。  
(医師がご多忙の場合、連絡がとりやすい方をお書きいただくと助かります。)  
医師に直接  
医師以外  
氏名： \_\_\_\_\_ 所属： \_\_\_\_\_  
電話： \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ )  
郵便送付先：  
\*連絡方法に関して注意事項があればお書きください。

\*なお、正式な鑑定依頼は、申立人が鑑定費用を当裁判所へ予納した後に、改めて文書にて差し上げます。